

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

2024年1月10日

2023年12月21日、国家知識産権局は、改正《專利審査指南（2023）》を公表しました。その施行日は2024年1月20日であります。

今回の審査指南の改正は、全部で388節に係り、そのうち、119節が新設されました。また、今回の主な改正は、以下の3つの要点、即ち、第一に、專利法および実施細則の改正との整合、第二に、審査プロセスおよび審査規則の最適化および改善、第三に、新産業および新分野の発展への適応、及びイノベーションの主体のニーズへの対応に係わる、審査基準の改正であります。

なお、今回の審査基準の改正について、多くの内容に係わっておりますため、審査実務に即して、(I) 実体審査、(II) 予備審査、事務処理、復審手続、無効審判手続、及び(III) 意匠の順に改正内容を紹介させていただきます。

当該ニュースレターでは、まず、(I) 実体審査についての主な改正点を取り上げます。

(※注：中国の「專利」は、日本の「特許・実用新案・意匠」に該当し、中国の「復審」は、日本の「不服審判」に該当します)

中科專利商標代理有限責任公司

日本事務所

TEL: 06-6881-5550

FAX: 06-6881-5510

e-mail: zhang@cspt.jp

2024年施行される專利審査指南対照説明表 (I)

—実体審査部分

目次

| | |
|---|-----------|
| I. 專利權を付与しない出願 (第二部分第一章) | 4 |
| 1-1. 法律に違反する發明創造 (3. 1. 1) | 4 |
| 1-2. 公共利益を妨害する發明創造 (3. 1. 3) | 4 |
| 1-3. 遺伝資源 (3. 2) | 4 |
| 1-4. 診断方法に属する發明 (4. 3. 1. 1) | 5 |
| 1-5. 診断方法に属さない發明 (4. 3. 1. 2) | 5 |
| 1-6. 信義誠実の原則 (第二部分第一章第5節、第八章第4.7節、第6.1.2節) | 5 |
| II. 明細書及び特許請求の範囲 (第二部分二章) | 7 |
| 2-1. 發明名称の文字数制限を緩和する (2. 2. 1) | 7 |
| 2-2. 明細書の背景技術に外国の書類を引証する要件 (2. 2. 3) | 7 |
| 2-3. 請求項のサポート要件に関する論述 (3. 2. 1) | 7 |
| III. 新規性 (第二部分三章) | 8 |
| 3-1. インターネットやその他オンラインデータベースにある資料 (2. 1. 2. 1) | 8 |
| 3-2. 使用による公開に該当する場合の提示 (2. 2. 2. 2) | 8 |
| 3-3. 新規性喪失例外における猶予期間 (5) | 8 |
| IV. 進歩性 (第二部分四章) | 9 |
| 4-1. 進歩性の審査原則 (3. 1) | 9 |
| 4-2. 最も近い従来技術を確定する (3. 2. 1. 1(1)) | 9 |
| 4-3. 發明が実際に解決する技術課題を確定する (3. 2. 1. 1(2)) | 9 |
| 4-4. 公知常識について例を挙げる (3. 2. 1. 1(3)) | 10 |
| V. 検索 (第二部分七章) | 10 |
| 5-1. 検索報告書で挙げられる文献類型 (12) | 10 |

| | |
|--|----|
| VI. 実体審査手続（第二部分第八章） | 12 |
| 6-1. 実体審査段階における援用補正に関する審査（3.2.2） | 12 |
| 6-2. 実体審査段階における優先権に関する審査（3.2.3） | 12 |
| 6-3. 公衆意見の有無を確認する（3.2.4） | 12 |
| 6-4. 単一性欠如の出願に対する処理（4.4） | 13 |
| 6-5. 前置審査（8） | 13 |
| | |
| VII. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査（第二部分第九章） | 14 |
| 7-1. 特許請求の範囲の書き方（5.2） | 14 |
| 7-2. 人工知能、ビッグデータである客体に係わる審査基準（6.1.2） | 15 |
| 7-3. アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明の進歩性審査（6.1.3） .. | 16 |
| | |
| VIII. 審査の順序（第五部分第七章） | 17 |
| 8-1. 合併審査について（8.1） | 17 |
| 8-2. 遅延審査制度の更なる完備（8.3） | 17 |
| | |
| IX. 専利権期限補償（第五部分第九章） | 18 |
| 9-1. 専利法第四十二条第二項に基づく専利権期限補償（2） | 18 |
| 9-1-1. 請求の提出（2.1） | 18 |
| 9-1-2. 補償期間の確定（2.2） | 19 |
| 9-1-3. 権利付与過程における合理的な遅延、出願人による不合理的な遅延（2.2.1- 2.2.2） | 19 |
| 9-2. 専利法第四十二条第三項に基づく専利権期限補償（3） | 19 |
| 9-2-1. 請求の提出（3.2） | 20 |
| 9-2-2. 証明書類（3.3） | 20 |
| 9-2-3. 適用範囲（3.4） | 20 |
| 9-2-4. 補償期間の確定（3.6） | 21 |
| 9-2-5. 期間補償要求の承認（3.7） | 21 |

I. 専利権を付与しない出願（第二部分第一章）

| 1-1. 法律に違反する発明創造（3.1.1） | |
|--|--|
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>発明創造が法律に違反している場合、専利権を付与することができない。例えば、…印鑑、文化財を偽造する装置などはすべて法律に違反している発明創造に該当しており、専利権を付与しない。</p> | <p>発明創造が法律に違反している場合、専利権を付与することができない。例えば、『中華人民共和国刑法』『中華人民共和国治安管理処罰法』『中華人民共和国中国人民銀行法』『中華人民共和国手形小切手法』は、賭博、麻薬吸飲、国家通貨又は手形小切手の偽造などの関係行為を禁止するので、…印鑑、文化財を偽造する装置などはすべて法律に違反している発明創造に該当しており、専利権を付与しない。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 専利法第五条第一項における「法律に違反する発明創造」の法律根拠を明確にし、関連法律根拠に基づいて、言及されている法律範囲に含まれない例を削除しました。</p> | |
| 1-2. 公共利益を妨害する発明創造（3.1.3） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>専利出願の文字或いは図形が、国の重大な政治事件又は宗教信仰に関わたり、公衆の感情又は民族的感情を傷付けたり、封建迷信を宣伝したりする場合は、専利権を付与することができない。</p> | <p>専利出願の文字或いは図形が、<u>政党の象徴及び標識</u>、国の重大な政治事件又は宗教信仰に関わたり、公衆の感情又は民族的感情を傷付けたり封建迷信を宣伝したりする発明創造は、専利権を付与することができない。国の重大な経済事件、文化事件または宗教信仰に関わっており、公共利益を妨害する発明創造には、専利権を付与することができない。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 専利法第五条第一項における「公共利益を妨害する」事情を増加しました。</p> <p>◇ 区切化。即ち、「政党の象徴及び標識、国の重大な政治事件に関わたり、公衆の感情又は民族的感情を傷付けたり、封建迷信を宣伝したりする」発明創造に対しては、専利権を付与することができません。一方、「国の重大な経済事件、文化事件または宗教信仰」に関わる発明創造に対しては、「公共利益を妨害する」程度に達する場合に限り、専利権を付与することができないとされます。</p> | |
| 1-3. 遺伝資源（3.2） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>専利法実施細則第26条第1項によると、専利法で言った遺伝資源とは、人体、動物、植物若しくは微生物などに由来し、遺伝機能単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を持つ素材をいう。…</p> <p>発明創造に遺伝資源の遺伝機能を利用したとは、発明創造を完成させて、当該遺伝資源の価値を実現させるために、遺伝機能単位に対して</p> | <p>専利法実施細則第26条第29条第1項によると、専利法で言った遺伝資源とは、人体、動物、植物若しくは微生物などに由来し、遺伝機能単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を持つ素材及びこの種の素材を利用して生成した遺伝情報をいう。…</p> <p>発明創造に遺伝資源の遺伝機能を利用したとは、発明創造を完成させて、当該遺伝資源の価</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>分離や分析、処理などをするをいう。</p> | <p>値を実現させるために、遺伝機能単位に対して分離や分析、処理を行うこと又は<u>遺伝機能単位から生成した遺伝情報を分析したり利用したりすること</u>などをするをいう。</p> <p><u>また、例えば、『中華人民共和国生物安全法』及び『中華人民共和国ヒト遺伝資源管理条例』の規定に基づき、中国のヒト遺伝資源情報を外国の組織に提供し又はその使用を許可する場合、国務院科学技術行政部門に事前に報告し、情報のバックアップを提出しなければならず、さらに、中国の公衆の健康、国の安全及び社会公共の利益に影響する可能性がある場合には、安全審査にも合格しなければならない。ある発明創造の完成が外国の組織に提供する中国のヒト遺伝資源情報に依存するものの、関連の手続を踏まなかった場合、当該発明創造は、専利権を付与することができない。</u></p> |
|--------------------------|---|

中科コメント

◇ 実施細則第二十九条第一項の改正に適応し、遺伝資源の意味を広げ、事件の例を増加しました。

1-4. 診断方法に属する発明 (4.3.1.1)

| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
|--|---|
| <p>以下の方法は専利権が付与されてはならない例である。</p> <p>血圧計測法、検脈法、足の診断法、X線による診断法、…遺伝子選別による診断法。</p> | <p>以下の方法は専利権が付与されてはならない例である。</p> <p><u>血圧計測法、</u>検脈法、足の診断法、X線による診断法、…遺伝子選別による診断法。</p> |

中科コメント

◇ 血圧計測法は、必ずしも、疾患の診断結果又は健康状況の取得を直接的な目的とするものとは限らず、削除されました。

1-5. 診断方法に属さない発明 (4.3.1.2)

| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
|---------------|---|
| <p>現行規定無し</p> | <p>診断方法に属さないことを新増加する： <u>(3) 全ての手順がコンピュータなどの装置によって実施される情報処理方法。</u></p> |

中科コメント

◇ 新しい技術の発展に適応し、スマート医療の審査標準を完備しようとしてしました。

1-6. 信義誠実の原則 (第二部分第一章第5節、第八章第4.7節、第6.1.2節)

| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
|-----------|-------------|
| | |

| | |
|---|--|
| <p>現行規定無し</p> | <p>第一章第 5 節</p> <p><u>5. 専法実施細則第十一条に基づく審査</u> <u>発明専利出願が専利法実施細則第十一条の規定に適合するか否かの審査は、『専利出願行為の規範化に関する規定』を適用する。</u></p> <p>第八章第 4.7 節</p> <p><u>審査官は、証拠又は十分な理由を以て、出願過程に専利法実施細則第十一条に規定されている事情があると判断する場合、審査しなければならない。</u></p> <p>第八章第 6.1.2 節</p> <p>専利法実施細則第 59 条に定めた発明専利出願の拒絶査定事由は以下の通りである。</p> <p>.....</p> <p><u>(4) 専利出願の過程で信義誠実の原則に違反し、真実な発明創造活動を基礎とせず、捏造すること；</u></p> <p>.....</p> |
| <p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 専利法第二十条、専利法実施細則第十一条の改正に適應し、信義誠実の原則の適用を規定し、すなわち、2023年12月21日に発表された『専利出願行為の規範化に関する規定』に適應するように規定しました。 ◇ 審査官は信義誠実に係わる問題が存在すると考えるなら、証拠または十分な理由を提供しなければなりません。 ◇ 信義誠実の原則に違反することは拒絶査定条項に該当するように規定しました。 | |

II. 明細書及び特許請求の範囲（第二部分二章）

| 2-1. 発明名称の文字数制限を緩和する（2.2.1） | |
|--|---|
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>明細書における発明または実用新案の名称は願書における名称と一致しなければならない。一般的には25文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、化学分野に係わる一部の出願は、最大40文字まで許容される。</p> | <p>明細書における発明または実用新案の名称は願書における名称と一致しなければならない。一般的には25文字を超えてはならない。<u>特別な場合には、例えば、化学分野に係わる一部の出願は、最大40文字まで許容される。</u>但し、<u>必要な場合は、この限りでないが、60文字を超えてはならない。</u></p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 発明名称の文字数に対する要求は一層緩和されましたが、60文字を超えてはなりません。</p> | |
| 2-2. 明細書の背景技術に外国の書類を引証する要件（2.2.3） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>専利書類を引証する場合、少なくとも専利書類の国別や、公開番号を明記しなければならない。公開日も含まれることが望ましい。…</p> <p>引証される非専利書類及び外国専利書類の公開日は本件出願の出願日以前のものでなければならない。引証される中国専利書類の公開日は本件出願の公開日より遅いものであってはならない。</p> | <p>専利書類を引証する場合、少なくとも専利書類の国別や、公開番号 <u>（又は出願番号）</u> を明記しなければならない。公開日 <u>（又は出願日）</u> も含まれることが望ましい。…</p> <p>引証される非専利書類<u>及び外国の専利書類</u>の公開日は本件出願の出願日以前のものでなければならない。引証される<u>中国</u>専利書類の公開日は本件出願の公開日より遅いものであってはならない。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 引証される中国専利書類及び外国専利書類に対する要件を統一化し、すなわち、本願の出願日にまだ公開されなかった専利書類を引用することができます。この場合は、公開日が本願の公開日より遅くないことと、出願番号を明記することが要求されました。</p> | |
| 2-3. 請求項のサポート要件に関する論述（3.2.1） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>請求項の概括によって、当業者が、その上位概括又は並列概括に包含される一又は複数の下位概念又は選択方式では、発明又は実用新案が解決しようとする技術課題を解決して同様な技術効果を得ることができないと疑う理由を有するときは、その請求項は明細書にサポートされていないと認定されなければならない。</p> | <p>請求項の概括によって、当業者が、その上位概括又は並列概括に包含される一又は複数の下位概念又は選択方式では、発明又は実用新案が解決しようとする技術課題を解決して同様な技術効果を得ることができないと疑う <u>十分な</u>理由を有するときは、その請求項は明細書にサポートされていないと認定されなければならない。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 審査官は当該規定を不適切に利用して出願人による請求項範囲の縮減を要求するのを回避し、明確な理由がある場合にのみ当該指摘を提出することができるようになりました。</p> <p>◇ 後出の相応の例（「凍結時間及び凍結度合を制御することにより植物種子を処理する方法」）において理由説明の例も挙げられておりますので、審査官は、論述に際して質疑提出の理由を明確に説明しなければならないことを求められております。</p> | |

III. 新規性（第二部分第三章）

| 3-1. インターネットやその他オンラインデータベースにある資料（2.1.2.1） | |
|---|---|
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>出版物につき、紙書類であってもよければ、視聴資料であってもよく、さらに、インターネットやその他オンラインデータベースにある資料などであってもよいと、例を挙げた。</p> | <p>出版物を、（１）紙の出版物と視聴資料；及び（２）インターネットやその他オンラインデータベースにある資料、に分類するとともに、後者の定義、入手ルート、公開日確定の原則・方式に関する詳細な規定を増加した。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ インターネットによる公開資料がますます多くなることに鑑みて、インターネットやその他オンラインデータベースにある資料の定義、入手ルート、公開日確定の原則・方式に関する詳細な規定を増加しました。</p> <p>◇ 「内部資料」、「内部発行」の表記は紙の出版物及び視聴資料にのみ適用され、インターネットやその他オンライン証拠に関しては、ネット上の発表日に既に公開されたものと見なされます。</p> | |
| 3-2. 使用による公開に該当する場合の提示（2.2.2.2） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>使用による公開の方式には、公衆がその技術の内容を知り得る製造、使用、販売、輸入、交換、贈呈、演示、展示などが含まれる。</p> | <p>使用による公開の方式には、公衆がその技術の内容を知り得る製造、使用、販売、輸入、交換、贈呈、演示、展示、<u>入札募集</u>などが含まれる。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 使用による公開の方式に「<u>入札募集</u>」を追加しました。</p> | |
| 3-3. 新規性喪失例外における猶予期間（5） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>新規性喪失例外の3つの事情を規定する：</p> <p>（一）中国政府が主催する又は承認した国際博覧会で初めて展示された場合；</p> <p>（二）規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合；</p> <p>（三）他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。</p> | <p>新規性喪失例外の4つの事情を規定する：</p> <p><u>（一）国家に緊急状態又は非常事態が発生した場合、公共利益の目的のために初めて公開された場合；</u></p> <p>（二）中国政府が主催する又は承認した国際博覧会で初めて展示された場合；</p> <p>（三）規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合；</p> <p>（四）他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。</p> <p>また、第（一）号及び第（四）号に公開された内容であることを他者が知っているため再度公開した場合は、第（一）号及び第（四）号に属する事情とみなされるという規定を追加する。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 2020年専利法の改正に適應するように第（一）号の場合を増加しました。</p> | |

◇ 他者による再度公開が猶予期間に影響するか否かに関する判断基準は明確になりました。

IV. 進歩性（第二部分第四章）

| 4-1. 進歩性の審査原則（3.1） | |
|---|--|
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| ある独立請求項に進歩性を具備している場合、その独立請求項の従属請求項の進歩性は審査しない。 | ある独立請求項に進歩性を具備している場合、 <u>一般に</u> その独立請求項の従属請求項の進歩性は審査しない。 |
| 中科コメント ◇ 単に引用関係から、通常、独立請求項は進歩性を具備すれば、従属請求項も進歩性を具備すると思われませんが、そうではない場合もあります。例えば、専利出願が優先権を主張する場合、独立請求項の優先権が成立するが、従属請求項の優先権が成立しないのであれば、一部の中間書類（公開日が優先日と出願日との間にある書類）は独立請求項の進歩性に影響できないが、従属請求項の進歩性に影響する可能性があります。 | |
| 4-2. 最も近い従来技術を確定する（3.2.1.1(1)） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 最も近い従来技術とは、…。注意されたいのは、最も近い従来技術を確定する時に、まずは技術分野が同一又は近似している従来技術を考慮しなければならない。 | 最も近い従来技術とは、…。注意されたいのは、最も近い従来技術を確定する時に、まずは技術分野が同一又は近似している従来技術を考慮しなければならず、 <u>ここで、発明が解決しようとする技術課題に関連する従来技術を優先的に考慮しなければならない。</u> |
| 中科コメント ◇ 最も近い従来技術の選択は、技術課題に対する考量を強調し、本願の解決しようとする技術課題と関連する従来技術を最も近い従来技術として優先的に選択すべきであることを明確にしました。 | |
| 4-3. 発明が実際に解決する技術課題を確定する（3.2.1.1(2)） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 改めて確定した技術課題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。…達成する技術効果… | 改めて確定した技術課題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。…達成する技術効果… <u>特別な場合、発明のすべての技術効果が最も近い従来技術のそれと同等である場合、改めて確定した技術課題は、最も近い従来技術とは異なる選択できる技術案を提供することである。</u> <u>改めて確定した技術課題は、特別な特徴が発明において達成できる技術効果と合致すべきであり、特別な特徴そのもの自体にしてはならないばかりか、特別な特徴への導きや暗示を含むものにもしてはならない。</u> <u>例えば……</u> |

中科コメント

- ◇ 「発明が実際に解決する技術課題の確定」というステップは、「三步法」で進歩性を判断する中に上に承けて下に啓発する役割を果たしており、「技術示唆が存在するか否か」に大きく影響します。現時点の審査実践において、特別な技術特徴を直接に「発明が実際に解決する技術課題」とする審査状況が存在しており、「技術示唆が存在するか否か」の判断に「後の知恵」の現象が起こることとなります。
- ◇ 今回の改正において、「発明が実際に解決する技術課題」の判断標準をさらに明確にし、「発明が実際に解決する技術課題」が特別な技術特徴を含んではならないことを明確に規定しました。且つ、審査の例を挙げました。

4-4. 公知常識について例を挙げる (3.2.1.1(3))

| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
|---|---|
| <p>前述の特別な特徴は公知の常識である。例えば、当分野において、当該改めて確定した技術課題を解決する慣用手段、或いは教科書や参考書などで開示されたその改めて確定した技術課題を解決するための技術手段である。</p> | <p>前述の特別な特徴は公知の常識である。例えば、当分野において、当該改めて確定した技術課題を解決する慣用手段、或いは教科書や<u>技術辞典、技術マニュアルなどの参考書</u>などで開示されたその改めて確定した技術課題を解決するための技術手段である。</p> |

中科コメント

- ◇ 技術辞典、技術マニュアルといった公知常識の参考書となり得る選択肢を増加し、この2種類の書籍を公知常識の証拠として使用できることを明確にしました。

V. 検索 (第二部分第七章)

5-1. 検索報告書で挙げられる文献類型 (12)

| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
|---------------|---|
| <p>現行規定無し</p> | <p>以下の2種類の書類を増加する： <u>T：出願日又は優先日の当日又はその後</u>に公布された、保護要求している発明の理論又は原理について明確に解釈することができる書類、又は保護要求している発明の推論又は事実が成立しないことを示すことができる書類； <u>L：X、Y、A、R、P、E及びT種類</u>の書類を除く原因で引用する書類。</p> |

中科コメント

- ◇ 従来、X、Y、A、R、P、E種類の書類のみを列記しておりました。しかし、その以外、審査実践において、出願の新規性及び進歩性の評価に用いられないが、保護要求している発明の理論や原理について明確な解釈をすることができる書類、又は保護要求している発明の推論又は事実が成立しないことを示すことができる書類 (T)、あるいは他の原因で引用する書類 (L) を引用する可能性もあります。
- ◇ この2種類の書類を増加することにより、改正後の書類の種類が国際検索報告書に合致するようになりました。

VI. 実体審査手続（第二部分第八章）

| 6-1. 実体審査段階における援用補正に関する審査（3.2.2） | |
|--|---|
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>審査官は実体審査に必要な書類（出願の原始書類及び公開された出願書類を含む。出願人が出願書類に対して自発補正を行った、又は予備審査の期間において専利局からの要求に応じた補正を行った場合には、補正された出願書類も含まなければならない）が揃っているかを確認しなければならない。</p> | <p>審査官は実体審査に必要な書類（が揃っているかを確認しなければならない、<u>確認必要のある書類は</u>出願の原始書類及び公開された出願書類を含む。<u>出願人が専利法実施細則第四十五条に基づいて先願書類の援用という形で追加提出する場合には、追加提出の書類を含まなければならない</u>。出願人が出願書類に対して自発補正を行った、又は予備審査の期間において専利局からの要求に応じた補正を行った場合には、補正の施された出願書類も含まなければならない）が揃っているかを確認しなければならない。</p> |
| <p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 専利法実施細則第四十五条における援用補正に係わる規定の追加に鑑みて、改正指南は実体審査手続きにおいても、援用補正の関連書類の確認を審査官に要求する規定を追加しました。 ◇ 出願人は出願段階において援用補正に成功したことがある場合、審査官が実体審査手続きにおいて規定に従って関連書類を確認したか否かに留意し、審査基礎が正確であるか否かを確認する必要があります。 | |
| 6-2. 実体審査段階における優先権に関する審査（3.2.3） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>出願人が国外優先権を主張している場合には、審査官は…及び中国で初回に提出した専利出願書類の副本があることを確認しなければならない。</p> | <p>出願人が国外優先権を主張している場合には、審査官は…及び中国で初回に提出した専利出願書類の副本があることを確認しなければならない。<u>審査官はまた優先権の回復、増加、改正などに関連する書類を確認しなければならない</u>。</p> |
| <p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 専利法実施細則第三十六条、第三十七条における優先権の回復、追加、訂正に関連する規定の追加に鑑みて、改正指南は実体審査手続きにおいても、優先権の回復、追加、訂正などに関連する書類の確認を審査官に要求する規定を適応的に追加しました。 ◇ 出願人は出願段階において優先権の回復、追加、訂正に成功したことがある場合、審査官が実体審査手続きにおいて規定に従って関連書類、とりわけ、P種類の検索書類を確認したか否かに留意する必要があります。 | |
| 6-3. 公衆意見の有無を確認する（3.2.4） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>外国で発明専利出願が提出されている発明について審査官は、出願書類ファイルの中に、出願人が提出したもので、当該国における同出願の審査のために行われた検索の資料、又は審査結果の資料があるか否かを確認しなければなら</p> | <p><u>(1)</u> 外国で発明専利出願が提出されている発明について審査官は、出願書類ファイルの中に、出願人が提出したもので、当該国における同出願の審査のために行われた検索の資料、又は審査結果の資料があるか否かを確認しなけれ</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ない。</p> | <p>ばならない。</p> <p><u>(2) 審査官は出願書類ファイルに公衆意見があるか否かを確認し、且つ審査過程において考慮しなければならない。</u></p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 改正指南は、実体審査段階において、審査官は公衆意見（所謂情報提供）を考慮すべきであることをさらに明確にしました。</p> <p>◇ 公衆意見があれば、一般的には、審査意見（拒絶理由）本文または検索報告書に示されます。</p> | |
| <p>6-4. 単一性欠如の出願に対する処理 (4.4)</p> | |
| <p>2021年施行規定</p> | <p>2024年施行改正概要</p> |
| <p>検索及び審査を実施した結果、第1独立請求項、又はその従属請求項に権利付与の見通しがあり、…同時に、単一性欠如という出願の欠陥を克服するように、単一性欠如のほかの請求項の削除或いは補正を行うことを出願人に要求する。</p> | <p>検索及び審査を実施した結果、第1独立請求項、又はその従属請求項に権利付与の見通しがあり、…同時に、単一性欠如という出願の欠陥を克服するように、<u>単一性欠如</u>の請求項の削除或いは補正を行うことを出願人に要求する。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 改正指南は、検索及び審査を実施した結果、あるグループの請求項が権利付与される見込みがあるが、他のグループの請求項は当該グループの請求項との間に単一性を欠くとした場合、他のグループの請求項しかに対し削除や補正を行うことができないという制限を削除しました。すなわち、特許請求の範囲のうちの如何なる請求項を削除したり補正したりすることにより単一性欠如の問題を解消することができるようになりました。</p> <p>◇ 例えば、出願人は、他のグループの請求項ではなく、検索及び審査を実施した結果、権利付与見込みがあると審査官が認めるそのグループの請求項を補正することにより、単一性欠如の問題を解消することができます。</p> | |
| <p>6-5. 前置審査 (8)</p> | |
| <p>2021年施行規定</p> | <p>2024年施行改正概要</p> |
| <p>専利法実施細則62条の規定によると、審査官は、専利復審委員会から回される復審請求書について前置審査を行ない、そして転送されてきた包袋の受取日から起算した1ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書は包袋とともに専利復審委員会に回され、専利復審委員会が復審決定を下す。前置審査の要求について、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。</p> | <p><u>専利法実施細則62条の規定によると、審査官は、専利復審委員会から回される復審請求書について前置審査を行ない、そして転送されてきた包袋の受取日から起算した1ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書は包袋とともに専利復審委員会に回され、専利復審委員会が復審決定を下す。</u>前置審査の要求について、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 専利法実施細則第六十二条の削除、及び元の「専利復審委員会」の名称変更などに鑑みて、改正指南は実体審査手続きにおける前置審査の規定についても文句点を適応的に削除しました。</p> <p>◇ 前置審査業務担当の審査部門は元の審査部門に、完成時間は1ヶ月内に限定されることはな</p> | |

- くなりました。
- ◇ 国家知識産権局は前置審査制度についての改革を進めており、個別の審査部門で試験を行っており、今後、元の審査部門ではなく、専門部門または専任人員により前置審査を行うことが考えられます。
 - ◇ 元の審査部門により前置審査が行われることを規定しないため、復審請求人は、ある程度で前置審査の標準統一性及び客観性を期待することができる一方、元の拒絶査定をできるだけ早く取り下げられうるように、復審請求の提出時に可能な限りに理由を論理的に十分説明することも求められるようになります。

VII. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査（第二部分第九章）

| 7-1. 特許請求の範囲の書き方（5.2） | 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
|---|--|-------------|
| <p>コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の請求項は、方法クレームに書いても、例えば当該方法を実現させる装置である製品クレームに書いてもかまわない。</p> <p>……</p> <p>以下に参考として、コンピュータプログラムに係わる発明を、それぞれ装置クレームと方法クレームとして書く例を挙げる。</p> | <p>コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の請求項は、方法クレームに書いても、例えば当該方法を実現させる装置、<u>コンピュータ読み取り可能な記憶媒体またはコンピュータプログラム製品</u>である製品クレームに書いてもかまわない。</p> <p>……</p> <p><u>コンピュータプログラム製品は、主にコンピュータプログラムを介してその解決案を実現するソフトウェア製品であると理解すべきである。</u></p> <p>以下に参考として、コンピュータプログラムに係わる発明を、それぞれ<u>装置製品</u>クレームと方法クレームとして書く例を挙げる。</p> <p>【例4】</p> <p><u>「画像ノイズを除去する方法」に関わる発明専利出願は、方法クレーム、装置クレーム、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体クレーム及びコンピュータプログラム製品クレームとして以下のように書くことができる。</u></p> <p><u>1. 画像ノイズを除去する方法であって、コンピュータに入力された処理対象画像のピクセルデータのそれぞれを取得するステップと、</u></p> <p><u>当該画像の全画素の階調値を用いて、当該画像の階調平均値及びその階調分散値を算出するステップと、</u></p> <p><u>画像の全画素の階調値を読み取り、各画素の階調値が平均値の上下3倍の分散内にあるか否</u></p> | |

| | |
|--|--|
| | <p><u>かを1つずつ判断し、そうであれば、その画素の階調値を修正しない、そうでなければ、その画素はノイズであり、その画素の階調値を修正することでノイズを除去するステップと、を含むことを特徴とする画像ノイズ除去方法。</u></p> <p><u>2. メモリ、プロセッサ、およびメモリに記憶されたコンピュータプログラムを含むコンピュータ装置/デバイス/システムであって、前記プロセッサは、請求項1に記載の方法のステップを実現するために前記コンピュータプログラムを実行することを特徴とするコンピュータ装置/デバイス/システム。</u></p> <p><u>3. プロセッサによって実行されると請求項1に記載の方法のステップを実現するコンピュータプログラム/命令が記憶されたコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。</u></p> <p><u>4. プロセッサによって実行されるときに請求項1に記載の方法のステップを実現するコンピュータプログラム/命令を含むコンピュータプログラム製品。</u></p> |
| <p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ コンピュータプログラムに係わる請求項は、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体またはコンピュータプログラム製品として書かれることができるようになりました。 ◇ コンピュータプログラム製品請求項の保護範囲はコンピュータプログラムのソフトウェア製品であります。 ◇ コンピュータプログラム製品請求項は製品請求項に該当します。 | |
| 7-2. 人工知能、ビッグデータである客体に係る審査基準 (6.1.2) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 現行規定無し | <p><u>請求項の解決案が深層学習、分類、クラスタリングなどの人工知能、データアルゴリズムの改良に関連し、当該アルゴリズムはコンピュータシステムの内部構造に特定の技術的関連があり、どのようにハードウェア演算効率または実行効果を向上させるかの技術課題（データ格納量の軽減やデータ伝送量の軽減、ハードウェア処理速度の向上を含む）を解決することができ、そして自然法則に合致するコンピュータシステムの内部性能改良の技術的効果を得ることができる場合、当該請求項に限定された解決案は専利法第二条第二項で言った技術案に属する。</u></p> <p><u>もし請求項の解決案が具体的な応用分野におけるビッグデータを処理し、分類、クラスタ</u></p> |

| | |
|--|---|
| | <p style="color: blue; text-decoration: underline;">一、回帰分析、ニューラルネットワークなどによりデータ中の自然法則に符合する内在的な関連関係を発掘することにより、どのように具体的な応用分野におけるビッグデータ分析の信頼性又は正確性を向上させるかの技術課題を解決して、相応の技術効果を取得するのであれば、当該請求項に限定された技術案は、専利法第二条第二項で言った技術案に属する。</p> <p style="text-align: center; color: blue; text-decoration: underline;">【例5】</p> <p style="text-align: center;">……</p> <p style="text-align: center; color: blue; text-decoration: underline;">【例6】</p> <p style="text-align: center;">……</p> <p style="text-align: center; color: blue; text-decoration: underline;">【例10】</p> <p style="text-align: center;">……</p> |
|--|---|

中科コメント

- ◇ 深層学習、分類、クラスタリングなどの人工知能、ビッグデータアルゴリズムの改良に係わる発明に関しては、このようなアルゴリズムは、コンピュータシステムの内部構造と特定の技術関連性を有し、技術課題を解決し、技術効果を実現することを出願書類に記載すれば、権利付与客体の審査に寄与することになります。
- ◇ 具体的な応用分野におけるビッグデータを処理するアルゴリズムに係わる発明に関しては、このようなアルゴリズムによりデータ中の自然法則に符合する内在的な関連関係を発掘・応用し、具体的な応用分野におけるビッグデータ分析の信頼性又は正確性を向上させるという技術課題を解決することを出願書類に記載すれば、権利付与客体の審査に寄与することになります。

7-3. アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明の進歩性審査 (6.1.3)

| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
|--|--|
| <p>例えば、請求項のアルゴリズムを具体的な技術分野に応用する場合、…前記アルゴリズムの特徴の、技術案への貢献を考慮しなければならない。</p> | <p style="color: blue; text-decoration: underline;">例えば、請求項のアルゴリズムを具体的な技術分野に応用する場合、…前記アルゴリズムの特徴の、技術案への貢献を考慮しなければならない。</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">もし請求項のアルゴリズムはコンピュータシステムの内部構造に特定の技術的関連があり、コンピュータシステムの内部改良を実現し、ハードウェア演算効率または実行効果を向上させる（データ格納量の軽減やデータ伝送量の軽減、ハードウェア処理速度の向上を含む）のであれば、当該アルゴリズム特徴と技術特徴とは、機能的に相互に支持し合い、相互作用関係があると認定することができ、進歩性の審査に際して、前記アルゴリズム特徴が技術案に与える貢献を考慮しなければならない。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p style="text-align: center;">.....</p> <p style="text-align: center;"> <u>發明專利出願の解決案は、ユーザ体験の向上をもたらすことができ、且つそのユーザ体験の向上が技術特徴によって取得若しくは生成されるものであるか、または技術特徴とその機能的に相互に支持し合い、相互作用関係があるアルゴリズムの特徴若しくは商業規則・方法の特徴との両方によって取得若しくは生成されるものである場合、進歩性の審査に際して考慮しなければならない。</u> </p> <p style="text-align: center;">6. 2 審査の例</p> <p style="text-align: center;"> <u>【例13】</u> <u>【例15】</u> </p> |
|--|--|

中科コメント

◇ アルゴリズムに係わる請求項において、他の技術特徴とは機能的に相互に支持し合いされ、相互作用関係を有するようにアルゴリズム特徴を限定したり、または、ユーザ体験の向上という技術効果は技術特徴とその関連するアルゴリズム特徴若しくは商業規則・方法の特徴との両方によって取得されるものであることを出願書類に記載したりしたら、進歩性の審査に寄与することになります。

VIII. 審査の順序（第五部分第七章）

| | |
|--|---|
| 8-1. 合併審査について (8.1) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 現行規定無し | <u>必要に応じて、技術内容、出願人または発明者が相互に関連する專利出願については、審査を合併することができる。</u> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 合併審査できる事情を明確にしました。</p> | |
| 8-2. 遅延審査制度の更なる完備 (8.3) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 意匠專利の遅延審査請求は、出願人が意匠專利出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は、遅延審査請求の発効日から | <u>実用新案專利の遅延審査請求は、出願人が実用新案專利出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は、遅延審査請求の発効日から起算して1年とする。</u> 意匠專利の遅延審査請求は、出願人が意匠專利出願を提出すると同時に提出しなければならない。 <u>遅延期間は月単位とし、最長の遅延期間</u> |

| | |
|---|---|
| <p>1年、2年又は3年である。</p> | <p><u>は遅延審査請求の発効日から起算して36ヶ月とする。</u></p> <p><u>出願人は、遅延期間の満了前において、遅延審査請求の取下げを請求することができる。規定に合致する場合、遅延の期間は終了し、專利出願は順序に従って審査待ちとなる。</u></p> |
| <p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 意匠の遅延審査期間を月単位で計算するよう改正され、出願人が意匠について遅延審査制度をより柔軟に活用することに寄与します。 ◇ 実用新案に対する遅延審査請求を新たに増加しました。 ◇ 出願人は遅延審査請求の取下げを請求することができますので、遅延審査制度をより柔軟に活用できるようになりました。 | |

IX. 專利權期限補償（第五部分第九章）

| 9-1. 專利法第四十二條第二項に基づく專利權期限補償（2） | |
|---|---|
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>現行規定無し</p> | <p><u>發明專利的出願日から起算して4年を経過し、かつ、實體審査請求日から起算して3年を経過した後に發明專利權が付与された場合、專利局は、專利權者からの請求に応じて、發明專利權の付与過程における不合理的な遅延について專利權期限補償を与える。ただし、出願人による不合理的な遅延を除く。</u></p> <p><u>同一の出願人が同様な發明創造について実用新案專利出願に加え發明專利出願も同日に提出するものであって、出願人が実用新案專利權を放棄することによりして發明專利權を付与される場合は、当該發明專利權期限は專利法第四十二條第二項の規定を適用しない。</u></p> |
| <p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 專利權期限補償を請求する基本要件を規定しました。 ◇ 同一の出願人が同様な發明創造について実用新案專利出願に加え發明專利出願も同日に提出するものであって、実用新案專利權を放棄することにより發明專利權を付与される場合、專利權期限補償を適用しないという適用の例外を規定しました。 | |
| 9-1-1. 請求の提出（2.1） | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| <p>現行規定無し</p> | <p><u>專利權期限補償請求は、專利權者が提出しなければならない。專利權者が專利權期限補償を請求する場合、專利權付与の公告日から起算して3ヶ月以内に專利局に請求を提出し、かつ相応の費用を納付しなければならない。</u></p> |
| <p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 請求提出の時期及び主体資格を規定しました。 | |

| | |
|---|--|
| 9-1-2. 補償期間の確定 (2.2) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 現行規定無し | <p><u>專利權期限補償を与えるとした場合、補償期間は發明專利權付与過程において不合理的な遅延された実際の日数に基づいて計算する。当該実際の日数とは、發明專利出願日から起算して4年を経過し、かつ、実体審査請求日から起算して3年を経過した日から專利權付与の公告日までの間の日数から、合理的に遅延された日数及び出願人によって不合理的に遅延された日数間を引いたものをいう。</u></p> <p>なお、国際出願、分割出願の補償期間について特別な規定がなされており、実体審査請求の日についての確定も規定されている。</p> |
| 中科コメント ◇ 專利法第四十二条第二項による補償期間の計算方法を規定しました。 | |
| 9-1-3. 權利付与過程における合理的な遅延、出願人による不合理的な遅延 (2.2.1-2.2.2) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 現行規定無し | <p>下記事情による遅延は權利付与過程における合理的な遅延に該当する。即ち、專利出願書類を補正する復審手続き、当事者は專利業務を管理する部門に調停を請求したり人民法院に提訴したとして國務院專利行政部門に請求した中止手続き、保全措置、その他の合理的な事情、例えば行政訴訟手続きなど。</p> <p>下記5つの事情は出願人による不合理的な遅延に該当する。即ち、(1) 指定した期間内に專利局が発行した通知に回答していない場合；(2) 遅延審査を請求した場合；(3) 援用補正による遅延；(4) 權利回復要求による遅延；(5) 優先日から起算して30ヶ月以内に中国国内段階移行手続きを行う国際出願について、出願人は早期処理を請求しなかったことによる遅延。</p> <p>因みに、上記5つの事情における遅延日数の計算についても規定が設けられている。</p> |
| 中科コメント ◇ 專利權期限補償の計算方法における合理的な遅延及び不合理的な遅延の事情を規定しました。 | |
| 9-2. 專利法第四十二条第三項に基づく專利權期限補償 (3) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |

| | |
|--|---|
| 現行規定無し | <p><u>國務院醫藥品監督管理部門が市販を承認した革新的醫藥品及び規定に合致する改良型新薬について、專利權者からの請求に応じて、專利局は要件に合致する專利に対して、專利權の有効期間内で当該新薬の市販承認審査に占める時間を補うものとして、醫藥品專利權期限補償を与えることができる。</u></p> <p>なお、醫藥品專利權期限補償を請求するのに満たさなければならない6つの要件も規定されている</p> |
| 中科コメント ◇ 醫藥品專利權期限補償を与える醫藥品の種類を規定しました。 ◇ 醫藥品專利權期限補償を請求する要件を規定しました。 | |
| 9-2-1. 請求の提出 (3.2) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 現行規定無し | <p>醫藥品專利權期限補償請求は、專利權者が提出しなければならない。專利權者と醫藥品販売許可取得者が一致しない場合、醫藥品販売許可取得者の書面の同意を得なければならない。</p> <p>專利權者が醫藥品專利權期限補償を請求する場合、醫藥品の中国における販売許可を取得した日から起算して3ヶ月以内に專利局に請求を提出し、かつ相応の費用を納付しなければならない。</p> <p>なお、条件付き販売許可を取得した醫藥品については、特別な規定がもうけられている。</p> |
| 中科コメント ◇ 醫藥品專利權の期間補償請求の提出時期及び主体資格を規定しました。 | |
| 9-2-2. 證明書類 (3.3) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 現行規定無し | <p>醫藥品專利權期限補償請求を提出するにあたり、請求人は関連する證明書類を提出しなければならない。</p> |
| 中科コメント ◇ 醫藥品專利權期限補償請求を提出する方式要件を規定しました。 | |
| 9-2-3. 適用範囲 (3.4) | |
| 2021年施行規定 | 2024年施行改正概要 |
| 現行規定無し | <p>國務院醫藥品監督管理部門が市販を承認した革新的醫藥品及び同章の規定に合致する改良型新薬についての、薬物活性物質に係わる製品發明專利、製造方法發明專利または醫藥用途發明專利に対しては、醫藥品專利權期限補償を与えることができる。</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>因みに、期限補償を与えることができる改良型新薬の類別についても明確な規定が設けられている。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 医薬品専利権期限補償の適用対象を規定しました。</p> | |
| <p>9-2-4. 補償期間の確定 (3.6)</p> | |
| <p>2021年施行規定</p> | <p>2024年施行改正概要</p> |
| <p>現行規定無し</p> | <p>医薬品専利権期限補償を与える場合、補償期間は当該専利出願日から当該新薬の中国における販売許可を取得した日までの間の日数から5年を引いたものとする。当該補償期間は5年を超えないものとし、かつ当該医薬品販売許可申請の承認取得後の総有効専利権期限は14年を超えないものとする。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 医薬品専利権期限補償の計算方式を規定しました。</p> | |
| <p>9-2-5. 期間補償要求の承認 (3.7)</p> | |
| <p>2021年施行規定</p> | <p>2024年施行改正概要</p> |
| <p>現行規定無し</p> | <p>審査を経た後に医薬品専利権期限補償を与えるべきと判断した場合において、 審査官は専利権期限補償請求の審査許可決定が下された後に、医薬品専利権期限補償を与える期間を確定しなければならない。 あるいは、専利権者が専利権期限補償請求を提出していない場合、審査官は専利権期限補償請求の期間が満了した後に、医薬品専利権期限補償を与える期間を確定しなければならない。</p> |
| <p>中科コメント</p> <p>◇ 医薬品専利権期限補償を審理する際に専利権の期間補償請求の進捗を考慮する必要があるとして、専利権期限補償の補償期間を確定してから、医薬品専利権期限補償の補償期間を確定することを規定しました。</p> | |